

2023年11月28日

各位

一般社団法人日本少額短期保険協会
東京都中央区八丁堀三丁目12番8号
HF 八丁堀ビルディング2F
会長 渡邊 圭介

当協会不祥事件に関する第三者委員会報告書を受けた対応について

当協会は、2023年6月2日付の「事務局元職員による不祥事件の発生について」にてお知らせしましたとおり、事務局元職員による過去の不正行為に関して、第三者委員会による調査をすすめ、10月に同委員会より報告書を受領いたしました。

当協会では、この調査結果と指摘された課題および再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、今後二度とこのような不正が起こらないよう、理事会において議論を重ね再発防止策の策定と関係者処分につきまして下記の決定をいたしました。

当協会会員会社には、11月13日開催の「全会員会社向け説明会」において第三者委員会より調査報告書についてご説明をいただくとともに、協会から再発防止策および関係者処分案等についてご報告をさせていただき、ご意見やご指摘をいただきましたが、理事会方針に対してのご理解をいただきました。

今後は、皆様からいただいたご指摘やご提言に誠実に向き合い、役職員全員が一丸となって再発防止策の徹底と信頼回復に向けて取り組んでまいります。

記

1. 第三者委員会の調査報告について

第三者委員会の調査報告につきましては以下をご覧ください。

[一般社団法人 日本少額短期保険協会 第三者委員会報告書 \(PDF: 1,238KB\)](#)

2. 再発防止策について

第三者委員会の報告書において指摘された課題・問題点および今後の対応に向けた提言を踏まえ、理事会において議論を尽くし下記の再発防止策を取りまとめました。

[第三者委員会報告書を踏まえた課題認識と再発防止策 \(PDF: 212KB\)](#)

今後、本計画に則り万全な管理体制の構築に向けて総力を挙げて実態改善に取り組んでまいります。また、改善状況を定期的に理事会報告することで着実に取り組みを推し進めてまいります。

3. 関係者の処分について

今回の不祥事件に関する関係者の責任および処分の検討にあたっては、第三者委員会の報告書を踏まえ、業務の実態と課題を認識した上で、理事会において検討を重ねて下記のとおり決定いたしました。

(1) 前専務理事および理事事務局長について

前専務理事、現理事事務局長につきましては、ともに体制の是正の必要性について認識しつつも、これを是正しなかったことへの管理責任を踏まえて「厳重注意」といたしました。

(2) 理事および監事について

理事および監事については、適切な事務局体制の構築等に向けた対応が不十分であったことを踏まえ、不祥事件発生期間に役員であった現任の理事・監事9名に対して「注意」といたしました。

なお、前専務理事より自らの責任の重さに鑑みて報酬自主返納の申し出があり、これを受理いたしました。

責任の所在や処分を検討する中で、人員不足による管理体制の脆弱さ解消や理事・監事が適切な判断を行うための情報提供のあり方等の必要性を再認識しており、今後、より良い組織運営に向けて一層の検討を重ねてまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

一般社団法人 日本少額短期保険協会（大槻）

電話番号：03-6222-4422

受付時間：平日9:00~17:00